

規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十四号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項各号を次のように改める。

- 一 令別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
- 二 令別表第一第四十八号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
- 三 令別表第一第六十二号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
- 四 令別表第一第九十九号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム
- 五 令別表第一第一百五号に掲げる第一種指定化学物質 銀
- 六 令別表第一第一百十一号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- 七 令別表第一第一百十二号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- 八 令別表第一第一百五十六号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
- 九 令別表第一第一百六十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
- 十 令別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
- 十一 令別表第一第二百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
- 十二 令別表第一第二百七十六号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム
- 十三 令別表第一第二百七十七号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
- 十四 令別表第一第二百七十九号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム
- 十五 令別表第一第三百十一号に掲げる第一種指定化学物質 テルル
- 十六 令別表第一第三百十四号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- 十七 令別表第一第三百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
- 十八 令別表第一第三百五十五号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- 十九 令別表第一第三百六十三号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
- 二十 令別表第一第三百七十八号に掲げる第一種指定化学物質 砒素^{ひそ}
- 二十一 令別表第一第四百十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
- 二十二 令別表第一第四百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム
- 二十三 令別表第一第四百五十八号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
- 二十四 令別表第一第四百六十五号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- 二十五 令別表第一第五百五号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン

二十六 別表第二十第一号に掲げる化学物質 アンモニア
二十七 別表第二十第十三号に掲げる化学物質 硫酸（百パーセントの濃度に換算したもの）

別表第二十中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を削り、第八号を第三号とし、第九号から第十一号までを削り、第十二号を第四号とし、第十三号を第五号とし、第十四号から第十六号までを削り、第十七号を第六号とし、第十八号を第七号とし、第十九号を第八号とし、第二十号から第二十四号までを削り、第二十五号を第九号とし、第二十六号を削り、第二十七号を第十号とし、第二十八号から第三十四号までを削り、第三十五号を第十一号とし、第三十六号から第三十九号までを削り、第四十号を第十二号とし、第四十一号を第十三号とし、第四十二号を削り、第四十三号を第十四号とし、第四十四号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第五十二条第一項及び別表第二十の規定は、埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第七十四条第二項の規定により令和六年度以降において報告すべき特定化学物質の取扱量その他の事項（以下この項において「取扱量等」という。）について適用し、同項の規定により令和五年度において報告すべき取扱量等については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」とあるのは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十八号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」とする。